1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
原則として、期間進行基準を採用しております。
なお、「特別経費」、「特殊要因経費」及び「補正予算」で措置された運営費交付金については、文部科学省が指定する期間進行基準、業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。
また、本学が定める「業務達成基準の取扱いについて」に基づき、学長の承認を得た研究プロジェクト等に充当される運営費交付金については、業務達成基準を採用しております。
2．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究等期間を耐用年数としております。
主な耐用年数は以下のとおりです。

建　　物	6～47年
構 築 物	8～60年
機械装置	10～17年
工具器具備品	2～20年
船　　舶	5～7年
車両運搬具	6年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、特許権については8年、商標権については10年、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3．引当金の計上基準
⑴　徴収不能引当金の計上基準
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
⑵　賞与引当金及び見積額の計上基準
教職員に対して支給する賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、その支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。
また、上記以外の役員及び教職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。
⑶　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
運営費交付金により財源措置がなされない職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。運営費交付金により財源措置がなされる職員の退職一時金については、退職給付による引当金を計上しておりません。
国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
4．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産（貯蔵品）	移動平均法による低価法によっております。
医　　薬　　品	移動平均法による低価法によっております。
診 療 材 料	移動平均法による低価法によっております。

5．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは△0.050％でありましたが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年4月14日付け28文科高第63号）に基づき、0％で計算しております。
6．リース取引の会計処理
リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりです。
⑴　貸借対照表日後1年以内のリース期間に係る未経過リース料　3,750,624円
⑵　貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料　3,750,624円
7．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表関係
1．担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産	土　　地	7,479,000,000円
	建　　物	18,338,709,541円
	構 築 物	167,953,790円
対応する債務	長期借入金	21,991,173,000円

（一年以内返済予定長期借入金を含んでおります。）
2．運営費交付金により財源措置が行われるため賞与引当金の対象外とした引当外賞与の見積額は、1,255,487,899円です。
3．運営費交付金により財源措置が行われるため退職給付引当金の対象外とした退職給付債務の見積額は、13,485,668,177円です。
4．保証債務
独立行政法人　国立大学財務・経営センターに対する債務保証額　7,117,430,392円
5．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	28,468,299,806円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	28,034,934,931円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	433,364,875円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　991,385,832円
⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　403,415,066円
⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　229,839,228円
2,058,005,001円